

第4回川崎市行財政改革に関する計画策定委員会  
区役所のあり方検討部会

第4回 川崎市行財政改革に関する計画策定委員会 区役所のあり方検討部会

1 日 時 平成27年10月30日（金）午後4時

2 場 所 第3庁舎15階第3会議室

3 出席者

(1) 委 員 伊藤委員長、秋山委員、名和田委員

(2) 職 員 加藤市民・こども局長、武田区政推進部長、袖山行財政改革室長、岸行財政改革室担当課長、阿部企画調整課担当課長、勝盛自治推進部担当課長、山崎区調整課長、成沢区調整課担当係長

(3) 事務局

4 議 事

① 区役所改革の基本方針（素案）について

② その他

5 傍聴者数 なし

午後4時開会

区調整課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第4回川崎市行財政改革に関する計画策定委員会 区役所のあり方検討部会を開催させていただきます。

私は本日の司会を務めさせていただきます市民・こども局区政推進部区調整課の山崎でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、会議に先立ちまして幾つか事務連絡をさせていただきます。

初めに、本日の部会は公開とさせていただきます。傍聴及びマスコミの方の取材を許可しておりますので、御了承いただきたいと存じます。今のところいらしていないようですが、途中からいらっしゃる場合もございますのでお願いたします。

また、本日の会議録でございますが、事務局で作成いたしまして、委員の皆様にご確認いただいた上で公開の進めさせていただきますと存じます。また、本日は、会議録の速記事務を委託しております澤速記事務所の方も同席しておりますので御了承ください。

次に、資料の確認をさせていただきますと存じます。お手元の資料の1枚目、本日の次第でございます。1枚おめくりいただきまして、2枚目が座席表、次に委員の皆様の名簿がございます。要綱がございまして、資料1でございますが、「区役所改革の基本方針（素案）」、ホチキスどめの冊子版になっているものでございます。続きまして資料2、A3判の資料の基本方針（素案）概要版でございます。続いて、A4判縦で参考資料として「新たな総合計画・行財政改革に関する計画・区役所改革の基本方針の策定に向けたスケジュール」でございます。

資料は以上でございますが、皆様、おそろいでしょうか。よろしいですか。

## 2 議 事

区調整課長 それでは、議事に入らせていただきたいと存じます。

ここからは部会長に議事進行をお願いしたいと存じます。伊藤部会長、どうぞよろしく願いいたします。

伊藤委員長 よろしく願いいたします。それでは、次第に従いまして、議題1の区役所改革の基本方針（素案）について事務局から説明をお願いいたします。

区調整課担当係長 それでは、私、区調整課、成沢から御説明させていただきます。

資料1をごらんください。「区役所改革の基本方針（素案）～区役所発のサービス向上と共に支え合う地域の実現に向けて～」ということで、1枚おめくりいただきまして、見開きのところがございますけれども、この7月に中間取りまとめとして取りまとめて公表いたしましたけれども、その後、さらに庁内検討を進めまして、あと先生方からの御意見も踏まえまして、あるいは改革カフェという市民参加の取り組みもしてまいりました。そういったことを踏まえまして、この11月に「区役所改革の基本方針（素案）」ということで議会にもお示しして、パブリックコメントをかけてまいりたいと考えております。スケジュール的には、2月に案を策定してまた公表して、年度末の策定を目指してまいりたいと考えております。

隣の目次に参りまして、素案の構成でございますけれども、1章から5章までとあと資料編から成っております。1章が総論、2章がこれまでの区行政改革の取組、3章が本市を取り巻く社会状況の変化とめざすべき区役所像、4章が「めざすべき区役所像」に基づく取組で、済みません、ここで資料の訂正がございます。1の「市民目線の行政サービスを」を「市民目線に立った」に直していただければと思います。あわせて、3番目の「多様な主体の参加と協働により身近な課題の」と書いてありますが、「地域の課題解決を図る区役所」と直していただければと存じます。5章といたしまして「めざすべき区役所像」の実現に向けた区役所の機能強化、そして資料編となっております。

この内容につきましては、夏にお示しした中間取りまとめからすごく大きく変わったというものではございませんので、中身につきましては少しかいつまんでさせていただければと思います。説明につきましては、一旦資料2をごらんいただきたいと思います。概要版で途中まで説明させていただいて、途中から詳しく説明が必要なところは本編を使って説明してまいりたいと考えております。

まず初めに総論部分ですが、これは中間取りまとめと余り変わっておりませんで、

策定の目的につきましては、「政令指定都市をとりまく社会環境の急激な変化」、「新たな総合計画・行財政改革に関する計画の策定」といったことを踏まえまして、「10年後の地域を見据え今後の区役所が果たす役割（目指すべき区役所像）と取組の方向性を明らかにすることを目的に策定」するものでございます。

区役所の位置づけは、御案内のとおり、地方自治法と本市では自治基本条例があります。総合計画・行財政改革に関する計画との関係もあわせて、区役所改革の素案と同じタイミングで素案を公表してまいりますけれども、総合計画の会議として行財政改革が手段として位置づけられるわけでございますが、区役所はその中でもともに支えという部分で、総合計画に位置づけられております目指す都市像の実現に向けて、区役所が果たす役割、機能をめざすべき区役所像として定めてまいります。そして、①にありますように、めざすべき区役所像に基づく取り組みを総合計画実施計画、あるいは区計画に反映していく。②がめざすべき区役所像に向けた区役所の機能強化の取り組みを改革実施プログラムにも反映させていくといったところで、後で御説明いたします、①につきましては4章に大体該当する、②につきましては5章に大体該当するというような関係になってございます。

次の2に参りまして、これまでの区行政改革の取組でございますけれども、これまで、平成16年ぐらいから10年間にわたって取り組んできたことが、「～快適な窓口サービスの提供に加え、地域の課題を自ら発見し解決する市民協働拠点へ～」ということで、ここに書いてある①から④までの区役所像をもとにさまざまな取り組みをしてまいりました。下にあります、「一方、局区間の連携・役割分担・調整のあり方、人材育成（専門性・参加と協働・サービス向上）、市民の地域活動への参加促進などが課題」であるということで、これまでもこういったテーマをもとにこの場で御議論していただいたところと考えております。

右に参りまして、3の本市を取り巻く社会状況の変化とめざすべき区役所像でございますけれども、地域で支え合う時代、地域包括ケアシステムの構築、住民自治の充実に向けた都市内分権の推進、新たな視点による行財政改革の必要性、マイナンバー制度の導入といった社会状況の変化と、ただいま申し上げた区行政改革の課題を踏まえまして、これからの区役所の役割というものが、これまで担ってきた行政サービスの提供に加えて、市民同士のつながりやコミュニティづくりを通じて、市民の主体的な取り組みを促す役割が区役所の役割であると考えているところでございます。

ここから本編の資料に行きたいと思っておりますが、15ページをごらん願います。2でめざす都市像の実現に向けた区役所の果たすべき役割の基本的な考え方でございますけれども、新たな総合計画、第1期実施計画素案を今検討しているところでございまして、めざす都市像として「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」を、まちづくりの基本目標として安心のふるさとづくりと力強い産業都市づ

くりを掲げております。2段落以降ですけれども、「特に『安心のふるさとづくり』の実現に向けては、行政は従来のように意欲のある市民や団体の参加と協働により地域課題を解決するだけでなく、地域での『顔の見える関係づくり』やコミュニティの再構築を推進し、一人でも多くの市民に自らが住む地域に関心を持ってもらい、将来的には市民同士が支え合いながら地域の課題解決につなげていくことが重要」になると考えております。

次の16ページに参りまして、これからの区役所の果たすべき役割を考えたときに、今後のめざすべき区役所像として3つを掲げさせていただきました。1つ目が市民目線に立った行政サービスを総合的に提供する区役所ということで、1つは、地方自治法上の総合行政機関として、区役所内外の関係機関と連携して、身近な相談支援とか課題の解決、あるいは公平性や安定性が求められる行政サービスを的確に提供していくということ、それから、地域の課題解決に向けた協働のパートナーである市民との信頼関係を構築するため、継続的なサービス向上に取り組んでいく。それと、市民にとって利便性が高くわかりやすい窓口サービスの提供体制、あるいは窓口サービスや防災の拠点として区役所等の庁舎の適切な維持保全に努めていく。こういったことを取り組んでいく必要があると考えております。

2番目といたしまして、共に支え合う地域づくりを推進する区役所ということで、先ほど申し上げましたような、「市民同士が支え合い、課題の解決が図られる地域づくりに向けて、一人でも多くの市民に自らが住む地域に関心を持ってもらうために、『楽しく』などをキーワードに地域での『顔の見える関係』や地域コミュニティの形成につながるきっかけづくり」を進めていきたいと考えております。それから、「この取組を通じてリーダーとなる人材やグループなどの主体を見出すとともに、こうした連携により地域が主体となった持続的な地域づくりが進むよう、区役所のコーディネート機能の強化を図ります」。さらに、「10年後の地域社会を見据え、区における住民自治のさらなる充実に向けて、今後の区民会議のあり方について検討します」ということでございます。

(3)といたしまして、多様な主体の参加と協働により地域の課題解決を図る区役所ということで、1つ目は「地域課題対応事業の活用などにより、多様な主体の参加と協働による課題解決に」取り組んでいく、そして、「こうした課題解決の取組自体を工夫することにより、(2)の『共に支え合う地域づくり』に向けたきっかけとしていきます」ということ、さらに、「地域での多様な活動ができる場の確保に向けて、地域における様々な既存施設の有効活用に取り組めます」ということでございます。

こういった概要でございますが、具体的には、第4章でさらにもう少し深めて具体的な方向性を17ページ以降に定めてあります。1の市民目線に立った行政サービスを総合的に提供する区役所ということで、(1)が総合行政機関としての着実なサービス提

供の推進ということですが、特に3ぽつ目のところにありますように、今般、個人番号制度が開始されましたけれども、マイナポータルというものも今検討されておりまして、こういったことが始まりますと、定型的なサービス提供というのは市民に身近なところで受けられるようにしていく方向だろうと。一方で、区役所の窓口というのは相対的に役割が低下していく中で、低下するから縮小するということではなくて、専門性を高めて、今まで以上に一人一人のニーズに沿った相談支援を提供していく。そんな機能に中長期的にはなっていくのかなと考えております。

2番目が市民感覚・現場起点による継続的な区役所サービス向上の推進ということ、3番目が窓口サービスの機能再編ということで、この間、かつて川崎も市町村合併を経て今の形になっているわけですが、昔の村役場、町役場だったものを、わかりやすい窓口体制ということで集約等を行ってまいりました。支所と地区健康福祉ステーションというのが残っておりますが、この間、地域包括ケアシステムの構築といった状況の変化がございますので、今後、窓口サービスの提供体制をどうしていくのかを改めて検討して、区役所と支所・出張所等の窓口サービス機能再編実施方針の改定に取り組んでいきたいと考えております。

18ページに参りまして、計画的な庁舎整備の推進でございます。

次に、2の共に支え合う地域づくりを推進する区役所でございますが、(1)の地域づくりに向けた取組の推進ということで、特に2ぽつ目のところですが、「区役所は、地域との丁寧な対話や市民同士の話し合いなどを通じて把握した、従来からの地域の取組や、課題認識、市民の関心事など、地域や市民が当事者意識を持てるものをもとに、現役世代や若年層でも関心を向けられるような『楽しく』等をキーワードとするアイデアを市民とともに考え実践」していきたいと考えております。そして、「この実践を通じて、地域への愛着の醸成や地域での『顔の見える関係づくり』を継続的に模索し、ひいては多様な主体の参加と協働による地域の課題解決につなげていきます」。そして、こうした一連の取り組みについては、地域包括ケアシステムにおける地域支援機能の一つとしても位置づけていきたいと考えております。

19ページに参りまして、(2)では地域人材への支援と多様な主体間のネットワーク化の推進、(3)として区民会議のあり方の検討でございます。2ぽつ目で、前回のこの部会でも御議論いただいたところですが、28年度から第6期が始まりますが、こちらにつきましては、現行制度を前提に運用面での改善を図ってまいりますが、その後につきましては、審議結果を受けた実践活動の手法などに課題があるということで、新たな区民会議のあり方につきましては、特に前回御議論いただいたところを反映させている形になりますけれども、より多くの区民が当事者意識を持てるようすとか、あるいは身近で小さな単位での実施をキーワードとしながら、前ページにありました地域づくりに向けた取り組みとの関係を含めて、どうあったらいいのかという

ことの検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、3の多様な主体の参加と協働により地域の課題解決を図る区役所でございます。1つ目が地域課題対応事業の活用ということで、かつては、5500万円の枠があったわけですが、今は枠はなくて、500万円の区の新たな課題即応事業以外は完全に積み上げで、各区で予算要求をしているところでございます。こういったものを活用しながら、参加と協働によって地域の課題解決を図っていくといったことをこれからも継続的に行ってまいります。

20ページに参りまして、区における中間支援機能の検討でございますけれども、中間支援機能につきましては、今、総合企画局のほうで（仮称）川崎市協働・連携の基本方針の策定に向けた検討を行っております。その中で、区レベルでの中間支援機能も整備すべきだということになっておりますが、そういったことで、既存のまちづくり推進組織と、先ほどの地域づくりに向けた取り組み、区民会議の検討とあわせて、既存のまちづくり推進組織との関係整理を今後行っていく必要があるだろうと考えております。

それから、(3)の地域づくりに向けた場の確保は、これは公共施設もそうですし、地域の町内会・自治会会館、あるいは3つの民間施設も有効活用しながら、いろんな活用場として積極的に活用していく。そんな趣旨でございます。

21ページに参りまして第5章「めざすべき区役所像」の実現に向けた区役所の機能強化でございます。区役所と局との役割分担につきましては、中間取りまとめのところからほぼ変わっておりませんが、22ページに参りまして、区長権限とは、基本的には局と同じ権限を有していますので、今の段階で何か具体的に強化するというものはないでございますが、一方で、施設の業務の移管・集約の基本的な考え方、これも夏にお示ししたのから変わっておりませんが、具体的なものといたしましては、エの今後の取組で、公立保育所につきましては、今までこども本部の所管だったものを平成23年に区役所に移管したという経緯がございますが、当然、区役所にいったということで、地域資源として、あるいは迅速に、例えば小破修繕とか物品調達など、いろいろ保育所への対応が迅速になったというよい面もあったんですが、一方で、効率性に課題がありますことから、直接市民サービスを行わない純然たる内部事務については効率性の観点によって局への集約化に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。

23ページに参りまして、(2)の区役所に関する庁内調整でございますが、区役所と局との調整につきましては、基本的には各種会議等の制度が整っているということでございますけれども、こちら第2回の部会で、制度がうまくいっていないのであれば、制度をもう1度見直してみる必要があるのではないかということで検討を進めた結果、24ページをお開きいただきたいのですが、1つは、(イ)で既存制度の適切な

運用に向けた情報共有の推進ということで、庁内調整をちゃんとするには、その前提として、やはり情報共有がとられていることが必要だろうということを考えて検討いたしました。実は区における総合行政の推進に関する規則では、区長、局長とも、相互に必要な情報の提供及び説明を積極的かつ的確に行うということが規定されているんですけども、それを具体的にどうやるのかというルールが特段なかったものでございますから、区役所と局の関係においては両方で課題認識が共有できる仕組み、例えば区役所と関係局と調整部門とによる合同現地視察や、調整部門を交えた関係局と区長との意見交換を行ってみてはどうかですとか、あるいは区役所に関する適切な情報が適切なタイミングで庁内共有できる仕組みみたいなものを今後検討していく必要があると考えております。

(ウ)では、区役所各課と業務所管局との関係の明確化ということで、右の図を見ていただきたいのですが、区役所は総合行政機関ということで、本庁のほうで制度を所管して、それを具体的に実施するのが区役所という役割が非常に大きいわけでございます。一般的に、絵にありますように区役所〇〇課とあれば、A、B、Cという業務がある。それぞれの業務には、制度の所管として本庁組織がひもづいているといったことになっております。それぞれの業務については制度所管があるんですけども、〇〇課と書いてあることについての連絡調整というか、組織がどうあるべきかということが明確になっていないところがございますので、そういったところの明確化を図って、しっかり本庁と区役所が連携して調整をとれるような関係づくりを進めていきたいと考えております。

25ページのその下の「執行体制の整備」でございますが、1つは、地域包括ケアシステムの構築に向けた執行体制の整備ということで、川崎でも地域包括ケアに向けた取り組みを進めていく中で、特に保健福祉センターにおきまして、地区担当制の導入などを内容とする再編を今検討しているところでございます。あとは、地域づくりに向けた執行体制の整備、継続的なサービス向上に向けた執行体制の整備も検討していく必要がございますし、あるいは組織整備に関する区長権限の拡充ということで、区役所は7区ある中で、組織の形は基本的に横並びが多いんですけども、それぞれの地域特性によって、一定程度区長の判断でその形を変えていくということについても検討する必要があると考えております。

3が行政のプロフェッショナルの育成ということで、こちらは人材育成という言葉、今回、行政のプロフェッショナルの育成ということで、御意見としても、これはどういうことなんだという御意見をいただきましたけれども、1つには高い意識と専門性を持つ職員の育成ということで、高い意識、特に市民サービスの観点もそうですし、その道のプロとして高い意識を持ってしっかり政策分野ごとの専門性を高めていくということと、ジョブローテーションのあり方もしっかり検討していく必要がある



ということと、地域をコーディネートする職員の育成ですとか、26ページに参りまして、自ら課題を発見しチームで解決できる職員の育成とか、局区間調整に関する職員の意識改革と、制度だけではなかなか追いつかない職員の意識改革もあわせてやらないと、先ほど言ったような情報共有の仕組みだけをつくってもうまくいかないところがございますので、意識改革もあわせてやっていく必要があると考えております。

あとは区予算のあり方ですとか、広報・広聴機能、特に広報・広聴機能につきましては、改革カフェの中で若い方々の参加もたくさんいただきまして、特にITの活用、あるいは区役所に行く機会が余らないという中で、もっと立ち寄りやすくするために明るく、ここには書いていませんけれども、例えばカフェなどをつくってはどうかみたいな御意見もいただいていますので、気軽に立ち寄れるような機能の見直しも必要なのではないかということをご記載してございます。

27ページ以降が資料編ということでございまして、29ページには現行の組織と主な業務、30、31ページで地図が載っております。

32ページからでございますが、ここで、区役所のあり方検討部会の検討経過を載せてございます。ここは御確認いただきたい部分ではあるんですが、これまで3回にわたって御意見をいただいていたものを、今まで御説明してきた項目に落とし込んでございます。32ページの下のエの検討結果でございますけれども、第4章2(1)の地域づくりのところでは、例えば2ぽつ目の地区担当職員というところを、今、地区担当制の導入という話をさせていただきましたけれども、そういったところすとか、33ページに参りまして、一番上のところの2行目、「地区レベルでこれらの人達が一緒に議論し行動する仕組みと、地域包括ケアシステムを連動して整理し、具体的な絵を川崎市は書かなくてはいけない場面にきていると思う」ですとか、2つ下のぽつですけれども、「顔の見えない人(面識が無い人)とどう出会うのか(つながるのか)」という問題があり、言い換えれば地域に対する信頼感が重要である」とか、さらに2つ下の「小さな単位で助け合える仕組みづくり」とか、「コミュニティカフェのように、肩肘張らず、顔の見えない人でも何か共通のことをしていける関係ができると良いと思う」というところを、少し御意見を反映させるような形で、先ほどの地域づくりのところには記載してございます。

次の(イ)の区における住民自治のあり方に主に反映させている部分といたしましては、1ぽつ目の小さな単位でコミュニティレベルということすとか、2つ下の二層制の仕組みということすとか、さらに2つ下の「委員自らも実行できるように任期終了後、あるいは任期中に実行するグループを立ち上げることも考えられる」ですとか、その下の2行目ですけれども、「あなたの参加が地域を変えていくといったモチベーションによる参加でない」と長続きはしない」ですとか、さらにその2つ下でまちづ

くり推進組織で区民会議の整理も必要だということですか、最後ですけれども、「すぐに結果は出ないと思うが、長期的に見て市民性を育てていくことが必要であろう」といったところを住民自治のあり方に反映させてございます。

34ページに参りまして、(ウ)の区役所と局との役割分担ということですが、「局と区役所の関係については重点的に整理する必要がある」ということですか、「区局連携の制度があっても上手くいくのかと思う」とか、「制度改正も必要だろう」ということで、先ほど述べましたような形で制度の改正というか、1つは情報共有の仕組みを入れてみたり、あるいは局職員の意識を改めるようなところを取り組んでいければと考えております。

それから、行政のプロフェッショナルの育成というところでは、2つ目で地区担当はマンパワーが必要であるということですか、4ぼつ目のチームとして機能することが重要であるですか、区局間の人事異動は重要ですか、あとは「顔の見える関係づくりを構築していくためには、区長としては優秀な職員を区役所に配置したいだろう」と、人材育成ということになるかと思えますけれども、こんな形で反映はさせていただいているところでございます。いただいた御意見をかいつまんで、こういった形でここに載せさせていただいておりますけれども、過不足があれば、きょう御意見をいただいても結構ですし、もしお気づきの点があれば、また後で事務局のほうに御連絡をいただければと思っております。

最後、35ページ以降は、かわさき改革カフェということで、9月から10月に、南部、北部、中部と3回に分けて市民とのワークショップを行いましたので、そこで出た意見もここに載せてございます。

長くなりましたが、説明は以上でございます。

伊藤委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまの区役所改革の基本方針(素案)に関する御説明について、委員の皆さんから御意見、御質問等をお願いいたします。

先ほど御紹介いただきましたとおり、この部会でのこれまでの検討内容につきましては巻末に資料編としてまとめられておりますので、その内容についても訂正等がございましたら、改めて御確認の上、御意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

名和田委員 これは事前に見たんですけれども、実は最後の資料編はすっ飛ばしてしまって、自分らが言った意見が書いてあるとはちょっと思っておりませんでした。後で、気がついたところを連絡させていただいてよろしいでしょうか。

区調整課担当係長 はい。

名和田委員 あと、きょうは最後で、そんなに長い時間議論することも予定されていないかと思しますので、感想めいたことを何点か申し上げたいと思います。

1つは、場所を探したけれども見つからないんだけど、川崎市の人口の動態と若年人口の趨勢について記述されたところがどこかにあるはずなのが見つからないんですけれども、どこでしたっけ。

区調整課担当係長 13ページではないかと思うのですが。

名和田委員 単純なことなんですけれども、ここは言い方が変というか、「若い世代の流入が多く、生産年齢人口は増加傾向にあるものの、現時点では若い世代の多い都市である」、ある見方からするとすんなりいくのかもしれないけれども、何か変な日本語の感じがしませんか。ちょっとここは気になっていて、これはごく単純な国語の話です。

あとは感想めいたことですが、これまでの区役所改革の実績を整理していただいたところで、これは何年からというのがあったのかな。余計な話かもしれませんが、多分保健所を区役所に編入したということがあるはず。

区調整課担当係長 平成9年にやっています。

名和田委員 では、横浜と同じかな、ちょっと遅いかな。区役所の編入そのものがどうかというのはちょっとわからないんですけれども、保健師さんという人は非常に重要な人で、特に昔は地域コーディネーターそのものだったんですね。むしろ、90年代中盤ぐらいから、地域保健法の改正の結果かどうかは知りませんが、ちょっとそういう動きができにくくなった。ただ、依然として保健師さんは特に地域包括ケアということ重視するのであれば重要な働き手なので、保健所、あるいは保健師に関する改革は何か1つぐらいあったほうがよかったかなと思いました。このことは発言しなかったかもしれないので今さら申しわけないんですけど、別に加えてくれとかという要求ではなくて、一般的に区役所の中の部署について、企画に関する言及はあるんだけど、あと、こども支援室とか児童家庭課はあって、多分市民・こども局の管轄ということだと思うんですが、ほかの地域振興課とか、割と地域に顔向けしている部署に関する考察がちょっと少なかったかなと、自分も委員として反省しております。

それから、この中に、これは市長の意向でもあるのかと思いますが、これまでやる気を持って区役所のパートナーとなってきた人たちはもちろん大事にしていくんですけど、一層協働のパートナーを広げていくという方向が書かれているんですが、そうすると、既存のやる気も熱意もある、自治会とかNPOとか市民活動の人たちとはどうつき合うのかということについて、もうちょっと何か言ったほうがよかったかなと。特に自治会をどうするか。加入率がどんどん低下していて、どうするかということについてももう少し議論できたらよかったかな。そういう場ではなかったかもしれませんが。ただ、自治会については、条例をつくるということがちらっと書いてあって何も書いていないわけではないので、これでも構わないと思います。むしろ、どういう条例をつくるのかが個人的には非常に興味津々で、今、自治会に関する条例の作成

は割と多いんですね。

区調整課担当係長 もう条例はできています。

名和田委員 できているの、多分どこかで聞いたかと思うんですけども、忘れておりました。

それから、地域コミュニティ、区の中の地域については、余り明確なイメージを今の段階では言えないのでこれでいいんですけども、今後どうしていくかということをお個人的には非常に興味を持っております。地域担当制ということを検討されるようなので、それをばねに考えていくのか、あるいは地域包括ケアということを非常に重視して記述されていますので、それをばねにするのか、どういうふうに今後展開するかを非常に注目しております。

最後に、これは書いていただいているので別にどうこう変えてほしいとかそういう意味では全くないんですけども、局区間調整に関する職員の意識改革ということを書いていただいて、非常に重要だと思いますので改めて強調すると、多分実際にその間を人が異動するという、人事異動がその間であるということに伴わないと、なかなか意識だけ改革されるということはないのではないかとということは何度もこの場で言ったので、もう耳にたこができておれば結構なので、感想としてちょっと最後に強調したいということでもあります。そのようなことを思いながら、こういう性質のものですから抽象的な面もありますけれども、抽象的であることと明晰であることは十分両立するので、非常に明晰なよい基本方針の素案ではないかと思っております。

伊藤委員長 ありがとうございます。事務局のほうからいかがでしょうか。

区調整課担当係長 実は保健福祉センターの件につきまして、これまで、区行政改革の取り組みは平成17年から始まっているということで、位置づけ的には17年。実は保健福祉センターは今の形は平成15年にはやっちゃってしまっていて、その間、余り大きな変更はしてこなかったわけですけども、ただ今回、地域包括ケアのことがございまして、具体的に書いてはいないですけども、25ページの執行体制の整備ということで、そこで、特に保健師さんも含めて執行体制は見直しがかかってくるのかなという形でございます。

名和田委員 済みません、御説明の途中で。川崎市は、社会福祉職というか、社会福祉士等を専門職で採っているんですか。

区調整課担当係長 はい、採用しております。

名和田委員 では、そういう人とかですね。包括支援センターには社会福祉士がたしか必置なんでしょう、必置規制が。

行財政改革室長 介護保険の地域包括支援センターですよ。3職種と言われているやつ。

名和田委員 ええ。だから、多分川崎市などもそういう人がいるんだろうと思いますけれど

ども、専門職で採用している。

区調整課担当係長 そうですね、児童家庭にも高齢者にも障害のところにもいます。

名和田委員 済みません。

伊藤委員長 よろしいでしょうか。ほかにはいかがでしょうか。

秋山委員 まず、全体としては、今日の社会状況の変化等を踏まえて、区役所のあり方を今後こういう方向に変えていくという明らかな方向性というものが示されていて、大変共感できるものだと思います。また、これを策定する過程において、改革カフェのような市民の声を吸い上げると同時に、顔の見える関係づくりの土台になるような取り組みをされているというところも大変すばらしいと思いました。

2点ほど、ちょっと気づいたというか、感想的なことになります。1点目は、行政のプロフェッショナルの育成の部分はすごく大切なことが書かれていて、高い意識と専門性を持つ職員の育成、地域をコーディネートする職員の育成、自ら課題を発見しチームで解決できる職員の育成、そして局区間調整に関する職員の意識改革というこの4つの要素が含まれていて、ここに書かれていることにはどれも共感をいたしますが、資料編のほうでこの場で議論したことの部分を拝見したときに、議事録が今手元にはないので、そうだったかなというところが定かでないんですけども、1つ、まずは34ページの資料編の(エ)の行政のプロフェッショナルの育成の、先ほど申し上げた5章の3の前提になる議論の部分ですけれども、4つ目のぼちのところ、「職員の能力に差異があっても、チームとして機能することが重要であり、職員の多様性を認めるのも大事である」と書いてあります。

私の記憶ですと、地域資源とか地域の人材に差異があってもチームとして機能することが大事で、職員の方は、地域の資源を発掘したりとか、あるいはない資源を育てていくというような力とか、あるものをコーディネートしていくという力が大切だったというような議論をここでしたような記憶がありまして、ちょっと確かめていないんですが、そのあたりの要素がもうちょっと入ってもいいのかなというのと、あと、その下の下のぼつところに、「区局間の人事異動は重要だと認識している」とありまして、確かにそういう議論がされたんですけども、このときに、区役所のフロンティアというか、最前線で新しいチャレンジをした方が評価されるような人事考課制度みたいなものも検討してはどうかみたいな意見を申し上げた記憶があります。

もう1回戻りますけれども、25ページから26ページに書かれていること自体、本当にすばらしい内容だと思うんですけども、もう気持ち、先ほど申し上げたような発言のニュアンスが生きるような要素が含まれてもいいのかなというのがちょっと感じたところです。

あともう1点が、地域包括ケアシステムというのが随所に書き込まれておりまして、まさに区という単位で取り組むところと連動していて大変よいと思っております。

す。地域包括ケアシステムというもの自体すごく幅広いんですけれども、特に、今回この基本方針に書かれているところですのでごく重複するとか、大事なものが、包括ケアシステムの中でも昨今方針が示された総合事業の部分かと思います。日常生活支援総合事業との連動というのが、ここに書かれていることとすごく重なるのかなと思っています。生活支援コーディネーターを置くということが地域包括ケアシステムのほうでも言われていますけれども、それとまちづくりのコーディネーターという役割がとても近くて、いろんな地域ではそれが同じ方がなさっていたりとか、少なくとも情報共有ができるというあたりがすごく大事ななと思いますので、そういう細かいところをどこまで書き込むかというところは別にしまして、ここに地区担当制のこととかは書かれているんですけれども、もう少し住民側のコーディネート、そして地域内の高齢者のパワーを活用するところも含めてやっていけるというようなところとの連動みたいなものが意識されているのであればそれでいいなと思いました。

とりあえず以上です。

伊藤委員長 ありがとうございます。それでは、事務局のほうから、今の御意見についていかがでしょうか。

名和田委員 ちょっと私から質問しても。今の地域包括ケアのコーディネーターと称する人は、住民であるというイメージなのか、行政側の職員、あるいは専門機関の職員であるというイメージなのか、どちらなのでしょう。

秋山委員 生活支援コーディネーターは住民の側だと思うんですが、中間支援的な役割というような感じで、それこそまちづくりのデザイナーみたいな方がやっていたりとかいろんな、ただ、まだこれは始まったばかりでやっているところも少ないので、これから多分2年以内、29年にだんだん出そろってくるということだと思うんです。

名和田委員 前は地域福祉コーディネーターとかということを提唱して、これもどちらかわからない、どっちでもいいとか、どっちもありという理解でいったと思うんですけれども、地域福祉コーディネーターとはどういう関係になるんですか。

秋山委員 今回、総合事業で出てきたものを私が理解している範囲ですと、どちらかというと介護予防とか、比較的元気な高齢者で少し虚弱になった人をもう1度もとに戻して、その方たちが今度支えていく側の役割を果たすようにしていくというようなところでいろいろな事業をやっていく、そのうちの1人とか、そういうような役割で認識しています。

名和田委員 昔、横浜市が90年ぐらいから地域ケアプラザというのを整備し始めて、多分それが国レベルで包括支援センターのヒントになったかなと思うんですけれども、そのときに、国の制度と唯一違うのは、横浜市の地域ケアプラザには、今の言葉で言うと地域交流コーディネーターという人が1.5人ついているんですね。これが違うんです。国が要求した包括支援センターにはそういうものはついていない。今のおっしゃ

ったコーディネーターというのは、それかなと思って。ちょっと専門職的などというふうに理解したんですが……。

秋山委員 ではないです。

名和田委員 必ずしもそういうわけでもないということですね。

秋山委員 はい。

名和田委員 多分川崎市との関係では、地域レベルでそういうコーディネートをする人が、専門機関なのか、地区担当職員なのか、はたまた地域の民生委員さんとかなのか、それはまたこれからの開発していくべき問題だと思いますが、そういうキーパーソンを見出して地域づくりをしていくという視点は非常に大事だと思うんですね。こども文化センターの館長さんでもそういう機能を十分果たせると、本来、指定管理などにおいてそういう要求をすればやっていけるはずだと思うので、そこは地区担当制とか包括ケアとかコミュニティとか、そういう政策を追求する過程で川崎市らしい地域コーディネーターのイメージをこれからつくっていけばいいと私は思います。

秋山委員 そうですね。ゴールオリエンテッドがいいなと思っていて、新しい、地域包括ケアもそうですけれども、こういうことをやらなければいけないみたいなものが行政レベルに落ちてくるとどうしても、やることというか、本来手段であるべきこういうコーディネーターを置くとか、そういうことが目的化してしまうというところがありますので、正直、細かい用語を書き込むのはむしろよくないのかなという思いも私自身はありまして、それよりも実現しようとしているゴールというのが、実はここで目指している区役所の改革をしていくということも、多分地域包括ケアが目指すところもみんな同じなのかなと思いますので、むしろ手段は川崎らしい手段で、それこそ役割を担うコーディネーターも川崎らしい方が担っていけばいいと思うので、ただ、いろんな部局がそういうのをやったときに、どうしても横の連携というのがなかなかうまくいかないこともありますので、早目に、住民レベルでは一緒にやっていくというのがいいのかなという思いもあります。

区調整課担当係長 この話になったので、この間の区民会議の御議論も含めて今検討しているものがあるので、資料を出して御説明をしたいと思います。

まだなかなかこれを本市の素案に書き込めるほど議論が庁内で熟しているわけでもないのですが、今こんな形で検討していますという程度のものですが、下の箱は、この部会でいただいた御意見をかいつまんで書いてございますけれども、今考えておりますのが、1つには、いろんな人たちがいろんなところで集まってきて、例えば自分に関心のあることでないと動かない、楽しいことですかおもしろいとか、楽しい、おもしろいも人によっていろいろだとは思いますが、そういった心の琴線に触れるものがないとなかなか地域に目を向けてもらえないかなということで、1つはそういったことをベースに、勉強会みたいなものをまずやったらどうか。これなどはまさ

に本来の生涯学習の役割なのかなとは思っておりますが。

そんな勉強会をした後に、テーマごとの地域づくりワークショップみたいなものが開けないかなと。これは、このテーマで自分たちは地域で何ができるのかなというような観点でワークショップをやっていく、実際に実践活動をしていく。こういったことをいろんなところでできればいいのかなと。このワークショップのコーディネーターは、今のところ行政の職員とか、あるいは、まだそういうスキルがなければ、そういったスキルを持った民間事業者を活用しなければいけないかなとは思っていますけれども、ただ、将来的にはずっとそうというわけではなくて、こんなことは行政が関与しなくても地域の中で自然発生的に起こって、こういった取り組みを通じて市民のコーディネーターみたいのを育成できれば、その中でワークショップのコーディネーターをやってもらうということも視野に入れていきたいと思っていますところ。

実は区民会議の目的と同じでございまして、区民会議も地域課題の解決、みずから課題を発見して解決していくということが最終的な目的ですので、区民会議の役割はどのようなかといいますと、できれば実践活動みたいなものは、下のワークショップの小さな単位での合意形成、課題解決の取り組みに任せて、1つには、こういったいろんな地域の中で行われている取り組みを交流して、こんな取り組みをやっているんだという情報共有したり、こんな課題があるということをお互い持ち寄って、それをさらにフィードバックして、また自分の活動につなげていく。そういう場として使ったり、あるいは区の地域課題対応事業にしっかり反映させていく。少し区のガバナンスを補足するような役割を果たしていく。そんな二層制のことができないかなということは今検討しているところございまして、これはまだイメージなんですけれども、もう少しこれから検討を深めていければなと思っていますところ。

名和田委員 これは地区担当職員がとりあえず仕切ると考えると、やっぱりエリアが想定されるわけですか。

区調整課担当係長 そうですね。エリアなのか、例えば、何でもいいんですけれども、何かテーマでやってみますよ。それを例えば区役所とかではなくて、地域の町内会館を使ってやりますよとやれば、その地域の人たちが来てくれるとか、余りがっちり今エリアを決める、地区担当職員は区によって多分エリアが決まると思うんですけれども、その中でやるのか、それともテーマごとに余りがっちりエリアを決めないでやるのか、それはこれから並行して検討していきたいと思っております。

名和田委員 横浜の市民活動支援センターの管理運営団体の市民セクターよこはまという、福祉系の民間から生えてきた中間支援組織なんですけれども、あそこが市民活動支援センターの管理運営のトップというか、管理運営団体になって打ち出してきた地域づくり大学校というのが大成功で、新しいタイプの自治会長さんなんかも受講者になったりしているんですね。あれはかなりインパクトがあって、行政側も、では、各



区であれをばくってやろうということになって、今、区ごとにああいうものが展開している。私も、緑区に住んでいて、緑区で学長をやってくださいとかと、あした修了式なんですけれども、ああいう感じかなと。あれは区レベルでやっているんですね。

桜木町の市民活動支援センターも全市でやっているんですけれども、それをばくって各区ごとにやっているやつは、特に何々地域というわけではなくて区レベルで主催をして、それでまさに地域づくりワークショップみたいなこととか現地見学とかをやって、緑区の場合、あしたは修了式と同時に、各受講者がこれからどういうことをしたいかということの発表があるんですね。それを事前にもらっているのを見ると、楽しい、おもしろいというのがやっぱりキーワードかな。取っかかりにそういうのがないと取っかかりませんので、楽しい、おもしろいというキーワードで入ってきて、それで次にいろんな地域の人たちと関係を取り結んでそれを事業化していくとか、そういうステップもありますよね。そういうような動きのところまでこの試みで展望すると、いろんな動きが出てくるのかなと思います。ただ、川崎の場合、エリア設定がなかなか難しいので、今からこのエリアでかちっとやりますとかと余りしないほうが確かにいいんでしょうね。

伊藤委員長 これについては、今後検討していくというためのたたき台のようなものという事で理解してよろしいですね。

区調整課担当係長 そうです。

伊藤委員長 ちょっと私のほうから2点ほど、細かい点ですが、全体として非常に目的意識と、最終的な展望を含めて明確になっていると思います。ほかの指定都市に比べても、川崎の取り巻く状況を前提として、課題解決のための区役所という位置づけが明確になっていると思います。

1つは、最初に名和田先生からも御指摘があったんですけれども、13ページの一番下の地域包括ケアシステムの構築そのものではないですが、全体としては10年後を見据えた区役所ということになっていて、10年後の人口構成ですとか、あるいは川崎市との状況と区役所のあり方ということを結びつけて多分議論する必要があるの、特に書き方をどうこうというわけではないんですけれども、その部分がもう少し明確になるといいのかなと。例えば、今後、人口がふえていくんですけれども、どうなるとかという話ですね。平成52年にはというのは出ていますけれども、10年後というところももう少し意識したほうがいいのかなというものが1つです。

それから、これもちょっと細かいといいますが、私がまだ場合によっては理解していなかったかもしれないですが、22ページの一番上の区長権限等についてというのがあります。こちらは区役所事務決裁規程等々の言及がありますけれども、今、事務分掌条例の話が多分あって、区長の権限について、それも書いておいたほうがいいのかなと。中身をどうこうというわけではなくて、整備しなければいけないということに

なっていて実際に整備をしているので、その部分を言及しておいたほうがいいのではないかと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

秋山委員 これについてちょっと質問していいですか。すごい、なるほどと思って興味深くこれを拝見しているんですけども、質問は、一番上のプラットフォームというものが何を指しているのかというのがちょっとわからなかったので、教えていただければと思いました。

区調整課担当係長 今、具体的なイメージがそこまで明確なものがあるわけではないんですが、1つ考えられるのが、区民会議をこの場として活用していくことがどうかということは考えております。区民会議は、前回の会議でも御説明はしたんですが、団体推薦とか公募と、あと区長推薦という3つの枠で20名から成っていますけれども、どうしても広がりが見られないという難しさがございまして、そういうところに地域の中でいろんな活動をしている人たちを呼び込んできて、一緒になって情報共有してワークショップを開いてみたり、ああ、こんなことをやっているんだねということをお互いに知り合う場としてやっていくのはどうかなとは今思っているところです。区民会議は附属機関ですので、20名の委員さんを決めなければいけないんですけども、条例上、関係者ということで、ほかの方々を会議に呼ぶこともできますので、そういう形で集めてきて、プラットフォーム化してやっていくことも1つかなとは思っています。

秋山委員 なるほどね。今イメージされているのは、プラットフォームというのは場ということですか。

区調整課担当係長 そうですね。具体的に人が集まってくる。

秋山委員 集まってくる場。

区調整課担当係長 場というか、本当に会議が入るんです。

秋山委員 会議なんですか。プラットフォームが指しているものは会議体ということなんですか。

区調整課担当係長 今のところのイメージはそういう形です。これを例えば何か……。

名和田委員 本当の場だったら、麻生区のやまゆりとか、あるいは区役所の中にある市民活動コーナーとかを充実させるというイメージなんでしょうけれどもね。区民会議20名というのは、ある種の川崎市のこの種の仕組みの先進性を示すというか、例えば昔の、今はほとんど死に体だけれども、横浜市の区民会議はめちゃめちゃ委員の数が多かったんですよ、100名とかね。これは意思決定をして市に提言するとか、そういうことを前提にしている数字ではないですよ。ほかのいろんな、80年代とかにできたこの種のプラットフォームは、大体コミュニティ単位で数十名の委員がいるとかね。これはどちらかという漠然と実働を求めている、何か提言をまとめて市に提案すると

か、そういう組織ではなかったんだけど、川崎市は20名という数字を出して、明確に参加のための仕組みであると条例で規定をして運用したという。それは非常に川崎市の先進性を示すものだと思うんですが、これからということ展望して、かつ、例のまちづくり推進組織との整理ということ考えると、場合によっては20名の枠を広げてちょっと性質を変えとか、あるいは区民会議自体の性質は変えなくても、区民会議が中心になった、それこそプラットフォームを別途考えると、そういう方向も考えなければいけないのかなという気がこの図を見ているとしてきますけれどもね。

秋山委員 きょうはこれについて議論するのではないのかもしれないですけども、プラットフォームというのは、人とか物事とかアイデアがそこで出会って、そこで双発が起きて、新しい価値を生み出すというのがプラットフォームだと思うんですね。プラットフォームは設計思想というか、結構それが大事で、どのぐらいオープンにするのかとか、そこでのインタラクションのルールをどうつくるのかとか、そういうことによってそのプラットフォームがすごく活性化して、どんどん新しい価値を生み出すものにもなれば、単なる、別にプラットフォームという言葉を使わなくても会議体というのでいいのではないのというので終わってしまうようなものだったりということで、すごくその後の明暗が変わってくると思うんですね。

ただ、普通の行政が行うような会議との多分一番大きな違いというのは、そこに参加する方たちというのが自由にある程度自発的に参加し、相互作用を起こすということだと思いますので、その方たちがそういうインセンティブを持てるような、みずからそこで交流しようとか、意見をぶつけ合おうとか、あるいは何かを一緒に生み出そうと思うようなインセンティブづくりというのが実はかなり肝になってくるかなと思っておりまして、なので、プラットフォームという言葉をあえて使われていたので、どのぐらいのオープン性を持ったものかとか、そういうあたりのアイデアがあるのかなと思ってちょっと伺った次第でした。

区調整課担当係長 まだ具体的には詰まってないんですけども、先生がおっしゃるようなイメージでいければなとは思っております。いつでも自由ということでは、日時とかは決めなければいけないと思うんですけども、そこにいろんな活動の人たちに来てもらって、まさに相互作用でお互いにインスピレーションを受けてまた持ち帰るというのが理想の姿かなとは思ってはいます。

秋山委員 多分ある程度の制約があったほうが、かえってインタラクションで活性化すると思うので、ルールとか制約とか、メンバーも一定の条件を満たした人とかと決めるべきだとは思いますが、すごくこういうのは難しいですよ。全然話がずれるんですけども、山崎亮さんがあちこちで御活躍されていますけれども、海士町で結構成功モデルとして伝えられていて、海士町は山崎さんがいろんな人を掘り起こしてというか、本来だったら絶対こういう会議に入ったらまずいよねというような立場

の方とか考えの方とかいろんな方を巻き込んでわあっとやって、今のような形になったなんていう話もちよっと伺ったりしたもので、これからのこういうプラットフォームは難しいというか、チャレンジのしがいはあるんですけども、これまでのこういう会議体をつくるというような考え方とちよっと違うような考え方も必要なのかと思ったりもしまして、川崎市が本当にどういうことをやっていかれるのかというのをすごく楽しみにというか、興味深く見ていきたいなと思っています。

名和田委員 伊藤先生の研究分野だと、プラットフォームという言葉が登場する場面はどういう感じなんですか。

伊藤委員長 いや、余りないんです。

名和田委員 昔、10年ぐらい前にコミュニティプラットフォームとかと、総務省とかでちよっと使われた時期があって、あれはやっぱり会議体と同時に、多少場の整備みたいなイメージが若干くっついてたんですよ。だから、麻生区はやまゆりみたいなものを拠点にしながら、区民会議なりなんなりがそこで会議もし、さまざまな合意形成もする。だから、単なる合意形成したり、意見集約したりする会議体だけではなくてプラスアルファで、できたら場もちよこっと整備できたらいいなという思惑というか願望がくっついて、何となくこういう言葉が使われているというふうに私は理解しています。というか、今の川崎市のこの場で言うと、そういうことも排除しないというか、いろんな可能性を込めてこういう言葉を使っているということなのかなと思うんですけども。

伊藤委員長 おっしゃるように、会議体だとどこで開いてもいいという話になるんですけども、もうちよっと、それこそルールが決まった上で参加しやすいといいますか、あるいは事業に関する議論をある程度定型的にできるようなイメージが多分あるのかもしれないですね。ただ、プラットフォームという言葉を使うかどうかは別として、1つは区民会議、今までは参加という話を中心だったわけですけども、事業をやっていく、あるいは地域の中でいろんな活動をしている人たちと連携していくというところからすると、この図のような形には多分なると思うんですけども、先ほど来ありますとおり、誰がどうやって全体を運営していくかということですか、あるいは事前にどういう団体と、あるいはどういうワークショップと連携していくとか、地域のいろんな団体の方も含めて参加している中で、どういうふうに全体のコーディネートをしていくかというところはいろいろ議論になりますし、まちづくり推進組織ではそういった実践もやっているところは多分あると思うんですね。

ですから、今後は、全体像をどういうふうに描いていくかということと、区役所の側からできることと、あと、地域のほうの状況も多分区ごとに、あるいは中の地域ごとに相当違いがいろいろあると思いますので、そこは丁寧に見て、取り組みができるところを例えばモデルのような形で何かどこかを考えると、そういった方向で検討

していくというのも1つ考えられるかなと思います。いずれにしても、きょう出てきたイメージというのは、この中で少し触れられていますけれども、今後、関係方面と詰めて検討していく必要があるということだろうと思いますので、ぜひそういった方向で検討を進めていただきたいと思います。

ほかにはいかがでしょうか、よろしいでしょうか。

それでは、そろそろ時間も参りましたので、これで本日の議題は終了いたします。

その他に関して何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでしたら、事務局に議事進行をお戻ししたいと思います。よろしく申し上げます。

区調整課長 ありがとうございます。それでは、事務連絡をさせていただきます。

次の部会の開催日程でございますが、2月の下旬ごろを考えてございますので、改めて日程調整をさせていただきたいと存じます。

### 3 閉 会

区調整課長 それでは、以上をもちまして第4回川崎市行財政改革に関する計画策定委員会 区役所のあり方検討部会を終了いたします。ありがとうございます。

午後5時09分閉会